

## 都市ガス料金について

2025年12月

山鹿都市ガス株式会社

(消費税率 10%)

### 1. 一般契約

(税込)			
種別	適用区分	基本料金	従量料金
料金表A	0m <sup>3</sup> ~18m <sup>3</sup>	1,397.00	441.01
料金表B	19m <sup>3</sup> ~116m <sup>3</sup>	2,380.40	386.41
料金表C	117m <sup>3</sup> ~	18,678.71	245.91

### 2. 小型空調契約

(税込)			
料金種別	基本料金	冬期従量料金	その他期従量料金
I 種	6,930.00	243.87	
II 種	2,860.00	255.97	
III 種	2,200.00	286.77	

※冬期従量料金とは12月分から3月分の4ヶ月の期間をいい、その他期従量料金とは4月分から11月分の8ヶ月の期間をいいます。

### 3. 空調用夏期契約

定額基本料金	流量基本料金	従量料金
一般契約の料金と同額		

※特別約款適用期間：4月検針分～11月検針分（その他期間は一般契約と同じ）

### 4. 家庭用エコ割契約

(税込)			
種別	適用区分	基本料金	従量料金
料金表A	0m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>	1,650.00	367.32
料金表B	11m <sup>3</sup> ~42m <sup>3</sup>	2,574.92	274.83
料金表C	43m <sup>3</sup> ~99m <sup>3</sup>	3,036.92	263.83
料金表D	100m <sup>3</sup> ~	4,997.12	244.03

### 5. 家庭用暖房契約

(税込)			
種別	適用区分	基本料金	従量料金
料金表A	0~18	1,397.00	441.02
料金表B	19~42	3,855.78	304.43
料金表C	43~	6,935.78	231.09

※特別約款適用期間：12月検針分～4月検針分（その他期間は一般契約と同じ）

毎月1回(18, 19日)、検針を行い、ガスの使用量を確認させていただき、下記の計算式にてガス料金を算定いたします。検針結果は、ガスご使用量のお知らせ(検針票)にてお知らせいたします。

ガス料金(早収料金) = 適用区分の基本料金 + (ガスのご使用量 × 従量料金)

※早収料金とは、検針日の翌日から40日以内にお支払いいただく場合の料金です。ただし、口座振替により料金のお支払いをいただいているお客様について、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客様の口座から引き落とした場合は、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。

※早収料金適用期間を過ぎますと、遅収料金(早収料金を3%割増したもの)をお支払いいただきます。

遅収料金と早収料金の差額(遅収加算額)を翌月の料金と同時に支払っていただきます。

※ガス料金の支払期限日は検針日の翌日から50日となります。支払期限日を過ぎても、ガス料金をお支払いいただけない場合は、お支払いいただけるまでガスの供給を停止させていただきます。

平均的な標準家庭1ヶ月使用量及びガス料金	10m <sup>3</sup> 5,807円
----------------------	----------------------------